熊本県公報

号外　第２１号
令和７年(2025年)
３月31日(月)
(毎週　火・金発行)

目　次

登　載　依　頼
○熊本県企業局半導体工業用水道整備室設置規程……（企業局総務経営課）　1
○熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程……（　〃　）　1
○熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程…（　〃　）　2

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第２号

熊本県企業局半導体工業用水道整備室設置規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

熊本県企業局半導体工業用水道整備室設置規程

（設置）

第１条　有明工業用水道整備事業を推進するため、企業局工務課に半導体工業用水道整備室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第２条　室は、有明工業用水道整備事業推進のための施設等の整備に関する事務を分掌する。

（職員）

第３条　室に、室長及び必要な職員を置く。

２　室に、課長補佐を置くことができる。

３　室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第４条　室長は、企業局工務課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

２　課長補佐は、上司の命を受け、室長を補佐する。

３　主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

（専決及び代決）

第５条　室に係る事務の専決事項については、熊本県企業局組織規程（昭和４０年公営業管理規程第１号）第１２条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企業局工務課長が専決する。

２　前項の課長専決事項について、企業局工務課長が不在のときは、室長が代決することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企業局工務課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

（庶務）

第６条　室の庶務は、企業局工務課において行う。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

熊本県公営企業管理規程第３号

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程

熊本県企業局組織規程（昭和４０年熊本県公営企業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第９条の工務課の項に次の１号を加える。

（８）　半導体工業用水道整備室に関すること。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第４号

熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年（２０２４年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

熊本県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員住宅管理規程（昭和４２年公営企業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

名称	職員住宅の所在地	戸数	１戸辺りの面積（㎡）	貸付料（円／月）	
				局職員に貸与する場合	局職員以外の者に貸与する場合
熊本県企業局職員住宅	熊本市東区新外一丁目２番１０号	10	75.23	30,300	管理者が別に定める額
		6	33.57	13,300	

附　則

この規程は、令和７年（２０２５年）４月１日から施行する。